

国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証について

入院、外来費用等お支払いの際は、被保険者証とともに当該認定証を医療機関の窓口にて提示いただくことで、下記のとおり一部負担金限度額の適用及び標準負担額の減額が受けられます。

※ただし、所得区分が「現役並みⅢ」または「一般」の方は、限度額適用認定証の交付が必要ありません。被保険者証のみの提示により、限度額が適用されます。

記

1 自己負担限度額（月額）

（70歳から74歳までの国民健康保険被保険者の方）

所得区分		外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）	医療機関の窓口 に提示するもの
現役並み所得の方	現役並みⅢ <small>（課税所得 690万円以上）</small>	252,600円＋（総医療費－842,000円）×1% 【多数回該当 140,100円】		保険証兼 高齢受給者証
	現役並みⅡ <small>（課税所得 380万円以上 690万円未満）</small>	167,400円＋（総医療費－558,000円）×1% 【多数回該当 93,000円】		保険証兼 高齢受給者証 ＋
	現役並みⅠ <small>（課税所得 145万円以上 380万円未満）</small>	80,100円＋（総医療費－267,000円）×1% 【多数回該当 44,400円】		限度額適用認定証
一般		18,000円 【年間限度額 144,000円】	57,600円 【多数回該当 44,400円】	保険証兼 高齢受給者証
低所得の方	低所得Ⅱ	8,000円	24,600円	保険証兼 高齢受給者証 ＋
	低所得Ⅰ	8,000円	15,000円	限度額適用・標準 負担額減額認定証

- 課税所得とは、前年の総所得金額から基礎控除などの所得控除を引いた金額になります。
- 入院時の食事代や保険適用とならない費用（差額ベッド代など）は対象外となります。
- 区分は前年度の年間所得額で決定するため、世帯主と国保加入者全員の所得状況が申告されている必要があります。

（裏面に続きます）

2 入院時食事代の標準負担額

区 分	入院時の食事代 (1食あたり)	
現役並み所得及び一般	460円	
低所得Ⅱ	90日までの入院 (過去12か月の入院日数)	210円
	90日を超える入院 (過去12か月の入院日数)	160円
低所得Ⅰ	100円	

3 生活療養標準負担額 (療養病床に入院する65歳以上の方が対象)

区 分	1食当たりの食費	1日当たりの居住費
現役並み所得及び一般	460円	370円
低所得Ⅱ	210円	370円
低所得Ⅰ	130円	370円

(注)

- 低所得Ⅱ…世帯主及び同一世帯の国保被保険者が住民税非課税の世帯に属する方
- 低所得Ⅰ…世帯主及び同一世帯の国保被保険者が住民税非課税で、各所得が必要経費・控除(年金所得は控除額80万円)を差し引いたときに0円となる世帯に属する方
- 現役並み所得…同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の70歳から74歳までの国保被保険者がいる世帯に属する方
- 多数回該当…過去12ヶ月の間に、同一世帯で4回以上該当したときの4回目以降の限度額になります。

※ 国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限は7月31日までとなっており、住民税の課税状況をもとに、毎年、認定の見直しが行われます。ただし、世帯内の被保険者に異動があった場合は、その都度、見直しを行います。

問合せ先

山武市役所国保年金課国民健康保険係

☎0475-80-1143